

(様式 1 別紙 1)

移住支援金（県単支援分）の交付申請に関する誓約事項

- 1 秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県から求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住支援金（県単支援分）の申請日から5年間は、住所、就業先に変更があった場合又は移住支援金（県単支援分）の要件を満たす資格を喪失した場合には、知事に変更等の内容を報告します。
- 3 以下の場合には、秋田県移住・就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金（県単支援分）の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金（県単支援分）の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金（県単支援分）の申請日から3年未満に県外に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金（県単支援分）の申請日から1年以内に移住支援金（県単支援分）の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 移住支援金（県単支援分）の申請日から1年以内に移住支援金（県単支援分）の要件を満たす資格を喪失した場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合：半額
- 4 住所、就業先等の移住支援金（県単支援分）の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が当該事実を県に報告することに同意します。